

プロジェクト 収益認識

項目

【検討項目 3-2】収益認識に関する注記の定め—残存履行義務に
配分した取引価格の注記

本資料の目的

1. 本資料では、審議事項(3)-1 にお示ししている特に審議する項目（検討項目）のうち、「【検討項目 3-2】収益認識に関する注記の定め—残存履行義務に配分した取引価格の注記（以下「残存履行義務の注記」という。）」に関連するコメントを検討することを目的としている。

これまでの経緯

2. 公開草案において残存履行義務の注記について、コスト・ベネフィット等の観点から、見直しを求める意見が寄せられた。第 104 回收益認識専門委員会（2020 年 2 月 6 日開催）及び第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）では、残存履行義務の注記を維持することを提案した（理由等、詳細については別紙参照）が、これに対し、特にコスト・ベネフィットの観点から懸念する意見が寄せられた。主な意見は、次のとおりである。
 - (1) 残存履行義務の注記について、コスト・ベネフィットの観点から同意しないとするコメントに賛同する。開示に関する内閣府令に基づく受注実績の開示は監査対象外であるが、残存履行義務の注記は監査対象になる。監査対象となる場合、内部統制を含めたプロセスの構築が求められることになる。IFRS 第 15 号の導入において本注記の準備にかなりの工数を要したものの、開示された情報に対して特段利用者からは問合せなどはなく、マネジメントもその便益を図りかねている。残存履行義務の開示を広く強制することの納得感は得られ難いため、何らかの手当をすべきである。
 - (2) 残存履行義務の開示について、決算資料等で一定の受注残の情報等が開示されているが、それは個別で開示していることが多い。これを連結で合算することの有用性や詳細な情報を収集することの困難さを懸念する。
 - (3) 残存履行義務の開示について、IFRS 任意適用企業として、当初の予想期間が 1 年超となるものを全て集計のうえ開示している。長期の契約を見ることが重要であると考えられる業種やセグメントが特定できるのであれば、当該業種やセグメントについてのみ、開示を求めることにより、多少は負担感が緩

和するのではないかと考えられる。

- (4) IFRS 任意適用企業として、かなりの工数をかけて開示を行っているが、IFRS 第 15 号の適用により受注残等の定義が定まり、社内管理上もある程度共通化されている。一方で、業種が多岐にわたることもあり、実際の開示の際は判断がかなり入っており、完全には共通化されていない。利用者との対話において業種ごとの開示のデファクト・スタンダードが固まっていくのが理想的であるが、日本基準を適用している 1 万社全体を考慮に入れると抵抗感はかなりあるので、当面は任意開示とし、好事例集を作っていくのも一つの手ではないかと考えられる。

事務局の対応案

3. 残存履行義務の注記については、IFRS 第 15 号にならい、当初の予想期間が 1 年以内の契約の一部である場合にはその対象に含めないことを認める実務上の便法を設けることとしている（会計基準改正案第 80-22 項）。IFRS 第 15 号では、この実務上の便法を認めたのは、残存履行義務の注記の作成コストに対する負担を軽減するためであり、残存履行義務の開示は、契約が長期である場合に決定的に重要であるとの意見が寄せられたためであるとされており（会計基準改正案第 193 項）、公開草案においても、長期の契約を有している事業を有する企業を評価するにあたって重要な情報であるとの立場をとっている（会計基準改正案第 194 項）。
4. 企業が継続的に長期の契約を締結している場合、契約管理が経営上の重要なプロセスとなっているものと考えられ、社内で契約を集計するプロセスが構築されているものと考えられる。また継続的に長期の契約を締結する企業であるがゆえに、財務諸表利用者にとって契約に関する情報が分析において重要な情報となるものと考えられる。
5. 一方、企業が継続的に長期の契約を締結していない場合であっても、重要な長期の契約を締結することがある。このような場合、契約管理は必ずしも経営上の重要なプロセスとはなっておらず、社内に契約を集計するプロセスが構築されていない場合もあると考えられる。また、継続的に長期の契約を締結する企業ではない場合には、財務諸表利用者にとって契約に関する情報が分析において必ずしも重要な情報とはならないものと考えられる。
6. したがって、残存履行義務の注記は、継続的に長期の契約を締結している場合に求めることが考えられる。ここで、企業は複数の事業を営んでいる場合が考えられることから、残存履行義務の注記をするか否かを判断する単位は、収益の分解情報を

区分する単位（会計基準改正案第 80-10 項）とすることが考えられる。例えば、セグメントの売上高に関する情報が、本会計基準における収益の認識及び測定の定めに基づいており、かつ、開示目的を満たすと判断された結果、収益の分解情報を区分する単位（分解区分）を報告セグメント単位とする場合には、報告セグメントごとに第 80-21 項の注記に含めるか否かを判断することが考えられる。この際、特定の分解区分に関する残存履行義務についてのみ、第 80-21 項の注記に含めることとした場合には、第 80-21 項の注記に含めた分解区分を注記することが考えられる。

7. 事務局の提案に基づく文案は、次のとおりである。

【収益認識会計基準】（以下の項を追加する。項番号は仮番である。最終的に振りなおす可能性がある。）

残存履行義務の注記と開示目的との関係（結論の背景）

200-2. 残存履行義務の注記は、長期の契約を有している事業を有する企業を評価するにあたって重要な情報である（第 194 項）。しかし、企業は複数の事業を営んでいる場合があり、事業によって継続的に長期の契約を締結している場合もあれば、そうでない場合もある。したがって、第 80-4 項の開示目的に照らして第 80-21 項の注記に含める範囲を決定するにあたっては、第 80-10 項に従って収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごとに判断することも考えられる。例えば、セグメントの売上高に関する情報が、本会計基準における収益の認識及び測定の定めに基づいており、かつ、開示目的を満たすと判断された結果、収益の分解情報を区分する単位（分解区分）を報告セグメント単位とする場合には、報告セグメントごとに第 80-21 項の残存履行義務の注記に含めるか否かを判断することが考えられる。この際、特定の分解区分に関する残存履行義務についてのみ第 80-21 項の注記に含めることとした場合には、第 80-21 項の注記に含めた分解区分を注記することが考えられる。

ディスカッション・ポイント

残存履行義務の注記に関する事務局の提案についてご意見をいただきたい。

以 上

別紙 これまでの経緯及び寄せられた意見

これまでの経緯

1. 収益認識に関する注記事項のうち、残存履行義務の注記について、コスト・ベネフィット等の観点から、見直しを求める意見が寄せられた。
2. これに対し、主に次の理由から、残存履行義務の注記を維持することを提案した。
 - (1) 翌期以降の収益およびキャッシュ・フローの額の一部でしかなく、有用性がないとのご意見について、期末時点において保有する契約に関する情報は、企業の将来の収益の不確実性の程度を評価する上で有用であると考えられる。すなわち、期末時点において契約を保有している場合には、当該契約に含まれる履行義務を履行することによって収益が認識されるのに対し、契約を保有していない場合、契約を獲得する活動が必要となることから、この両者では、収益が認識される不確実性が大きく異なるものと考えられ、利用者による将来キャッシュ・フローの予測も異なるものと考えられる。
 - (2) 「実務上の便法を適用した場合、将来の収益に関する情報が完全には開示されないことから、将来の収益を予測する上での有用性はさらに限定的である」とのご指摘について、実務上の便法は、作成者のコストに関する懸念に対応したものであり、IASB は、利用者にとっての情報の有用性は著しく低下しないと考えたとしている。すなわち、この情報は、契約が長期である場合に重要であるため、短期である場合の情報を開示しないことを認めたものと考えられる。
 - (3) 多大なコストが発生することとなるため、費用対効果の観点から同意しないとのご意見について、IFRS 第 15 号の注記項目は、作成者のコストを考慮して定められており、現在、各国において開示されているなか、我が国特有の事情がない限り、我が国企業のみ、コストを理由に開示できないとすることは難しいと考えられる。

第 104 回收益認識専門委員会（2020 年 2 月 6 日開催）及び第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）において寄せられた意見

残存履行義務の注記に対して聞かれた意見

（第 104 回收益認識専門委員会において寄せられた意見）

事務局の提案を支持する意見

3. 残存履行義務の開示について、財務諸表利用者として、すべての業種において有用であるというつもりはないが、建設業等の受注産業でかつ受注残高の大きな業種においては、受注残高の中身は重要であり、残存履行義務に係る情報は非常に有用であると考えられる。

残存履行義務の注記のコスト・ベネフィットに対する意見

4. 残存履行義務の注記について、コスト・ベネフィットの観点から同意しないとするコメントに賛同する。開示に関する内閣府令に基づく受注実績の開示は監査対象外であるが、残存履行義務の注記は監査対象になる。監査対象となる場合、内部統制を含めたプロセスの構築が求められることになる。IFRS 第 15 号の導入において本注記の準備にかなりの工数を要したものの、開示された情報に対して特段利用者からは問合せなどではなく、マネジメントもその便益を図りかねている。残存履行義務の開示を広く強制することの納得感は得られ難いため、何らかの手当をすべきである。
5. 残存履行義務の開示について、決算資料等で一定の受注残の情報等が開示されているが、それは個別で開示していることが多い。これを連結で合算することの有用性や詳細な情報を収集することの困難さを懸念する。
6. 残存履行義務の開示について、IFRS 任意適用企業として、当初の予想期間が 1 年超となるものを全て集計のうえ開示している。長期の契約を見ることが重要であると考えられる業種やセグメントが特定できるのであれば、当該業種やセグメントについてのみ、開示を求めることにより、多少は負担感が緩和するのではないかと考えられる。
7. IFRS 任意適用企業として、かなりの工数をかけて開示を行っているが、IFRS 第 15 号の適用により受注残等の定義が定まり、社内管理上もある程度共通化されている。一方で、業種が多岐にわたることもあり、実際の開示の際は判断がかなり入っており、完全には共通化されていない。利用者との対話において業種ごとの開示のデファクト・スタンダードが固まっていくのが理想的であるが、日本基準を適用してい

る1万社全体を考慮に入れると抵抗感はかなりあるので、当面は任意開示とし、好事例集を作っていくのも一つの手ではないかと考えられる。